

令和 7 年 8 月 21 日
17 時 15 分

市政記者クラブ様

消防局予防部予防課
担当：石倉、植松
電話：972-3551
(19 時 15 分まで待機します)

大阪市中心区で発生した火災を受けた特別査察を実施します

令和 7 年 8 月 18 日、大阪市中心区で発生した火災を受け、消防法令違反を有する特定一階段等防火対象物の防火安全対策の徹底を図るため、特別査察を実施しますのでお知らせします。

特別査察について

1 目的

立入検査を実施して防火対策の徹底を図ることを目的とするものです。

2 実施対象物

消防法令違反を有する特定一階段等防火対象物（市内 108 施設）

※特定一階段等防火対象物とは、特定用途部分が地階又は 3 階以上の階にあるもの（避難階は除く）で、当該特定用途部分から直接避難階へ通ずる階段が 1 つ（屋外に設けられた階段等は除く）のもの

3 実施期間

令和 7 年 8 月 22 日（金）から令和 7 年 9 月 12 日（金）までの間

4 指導内容

- (1) 未改善の消防法令違反に対する是正指導
- (2) 避難上必要な施設等の管理状況（避難経路、階段、防火戸等）
- (3) 防火管理の実施状況や消防用設備等の設置状況